

(別添 1)

西尾市民病院院内保育所運營業務委託仕様書

1 保育対象者

西尾市民病院（以下「当院」という。）に勤務する職員（会計年度任用職員等含む。以下「職員」という。）の保育に欠ける子であって、生後 5 7 日から満 3 歳に達した日の属する年度末までの子とする。ただし、夜間保育は就学前の子も対象とすること。

2 業務基準

運営全般において、安全な保育の提供及び職員の就業支援に貢献することを目的とする。

保育児の処遇等の保育内容、保育者数、施設設備等について、「児童福祉法」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」及び「愛知県認可外保育施設指導監督基準」に適合するとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守すること。保育所運営の目的を達成するために必要と認められるものについては、過度にならない範囲において各種基準を上回る体制とすることができる。

3 保育内容

(1) 保育日、保育時間

【用語の定義】

基本保育児…生後 5 7 日から満 3 歳に達した日の属する年度末までの子

夜間保育児…満 3 歳に達した日の属する年度末を経過した就学前の子

病児…当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない又は病気の回復期にあり、入院治療の必要はないが集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育に欠ける基本保育児（ただし、当院小児科を受診し、医師が病児一時預かり保育室での保育を許可した場合に限る。）

種類	保育日	保育時間	定員	保育対象者
通常保育	当院の診療日及び各月 2 日以上 の 土曜 保育 (第 2、4 土曜日 (祝日 含む))	午前 7 時 4 5 分から 午後 6 時まで	25 名	基本保育児 夜間保育児 (夜間 保育前後のみ)
延長保育※1		午後 6 時から 午後 7 時まで		
追加延長保育 ※1		午後 7 時から 午後 10 時まで		
夜間保育	各週 2 日以上 (月曜日及び水曜日)	午後 6 時から 翌日午前 7 時 4 5 分まで		基本保育児 夜間保育児
病児保育	当院の診療日	午前 7 時 4 5 分から 午後 6 時まで	2 名	基本保育児※3
病児延長保育 ※2		午後 6 時から 午後 10 時まで		

表中 “ ” の部分については、変更提案が可能な部分。

※1…延長保育は、通常保育から引き続く場合に保育する。通常保育実施日は延長保育を実施できる体制とすること。

追加延長保育は、延長保育から引き続く場合に保育する。事前に申し込みがあった場合のみの対応でも可。なお、追加延長保育は利用実績が少ないため、時間を短縮する提案も可能とする。

※2…利用実績が少ないため、時間短縮もしくは廃止の変更を可能とする。

※3…対象年齢については、拡大する提案のみ可能とする。

（２）病児保育

- ① 同一施設内の別室にて保育すること。
- ② 保育の受け入れについては、医師の許可を確認すること。
- ③ 以下の場合、保育を拒否できる。
伝染性感染症の急性期で他児に感染する恐れがある場合
基礎疾患や治療のために感染症等に特に注意が必要な場合
症状がひどく対応が困難な場合
- ④ 感染性が極めて高い等の特に注意が必要な疾患（外傷含む）は、拒否又は受入れに条件を設けることができる。
- ⑤ 利用申込みについては、可能な限り利用希望日時の間際まで受け付けること。

（３）その他

- ① 極力保育を実施することが望ましいが、保育児・保育者・施設の状況により、各保育の受け入れを拒否することができる。
- ② 荒天時や災害等の非常時においても、当院が市民の健康保持に必要な医療を提供できるように、可能な限り保育を行うよう努めること。

4 保育体制

（１）保育者

- ① 開所日には、利用人数・時間に関わらず、最低２名の保育者を配置すること。
- ② リーダーとしての能力及び経験を有する常勤の保育士を１名以上配置すること。
- ③ 月極利用者、一時利用者共に毎月の利用希望日を確認して、利用予約がある保育児の年齢と人数に応じて、可能な限り最も効率的かつ愛知県認可外保育施設指導監督基準に適合する保育者を配置すること。ただし、保育児が０名の場合は休園することができる。
- ④ 保育児の状況により、保育者数は適宜増減させること。
- ⑤ 利用予定の変更がある場合、可能な限り保育者の配置を増減すること。
- ⑥ 保育者の勤務時間は、保育時間の前後１５分に準備時間を設けることができる。
- ⑦ 配慮が必要な保育等で保育者を加配する場合は、当院と協議し承諾を得ること。
- ⑧ 病児保育を行う場合は、その他の保育とは別に保育士１名を配置することができる。
- ⑨ 施設の状況により必要な場合は、保育所を運営するための事務従事者（保育士含む、②

の条件を満たす保育士を兼ねることができる）を配置することができる。

（２）クラス編成

- ① 可能な限り全年齢同室の縦割り保育とする。
- ② クラス編成は最大２クラスとする。ただし、０歳児を別室保育する場合は、最大３クラスまでとする。
- ③ ２クラス以上で保育を行う場合は、最も効率的な保育者配置が行える編成とすること。

（３）入退所

当院で受け付けた入退所申し込みについて、受託者は原則、入退所を希望する日の１ヶ月前まで受け入れをすること。

５ 給食など

- ① 保護者の希望に応じて、昼食・おやつ・ミルクを提供すること。
- ② 土曜日を除く通常保育の昼食は、原則自園調理方式とする。
- ③ 提供する給食・おやつの献立については、事前に保護者に通知すること。
- ④ 延長・追加延長保育の夕食・おやつ、夜間保育の夕食・朝食、土曜保育の昼食・おやつ、病児保育・病児延長保育の給食・おやつは、保護者に持参させることができる。
- ⑤ 食物アレルギーのある保育児の食事については、保護者に持参させることができる。
- ⑥ 材料代は、１食あたり給食材料費３００円（税別）、おやつ材料費５０円（税別）を上限として当院が委託費として負担する。

６ 施設管理

- ① 定期的に避難訓練や消火訓練を行うこと。
- ② 保育者は誤飲、嚥下などの事故の際の救急救命処置の訓練を受けること。
- ③ 不審者や侵入者などに対する十分な防犯対策を行うこと。
- ④ 上記以外にも保育中の事故が発生しないよう万全の対策を講ずること。事故が発生した場合は速やかに当院に報告すると共に、誠意を持って対処すること。
- ⑤ 保育施設賠償責任保険に加入すること。

７ 感染症対策

感染症防止対策については、感染状況や国、県または市の対策の方針等に応じて、管理課と協議を行い必要な対策を講じること。

８ 業務の引き継ぎ

受託者は保護者及び保育児の負担にならないよう現状の保育内容に十分に配慮すること。また、本契約の満了又は解除に伴い本業務を停止するときは、引継ぎ等に十分に配慮し、本業務の遂行に支障をきたすことのないようにすること。

9 受託者と西尾市民病院の役割分担

役割分担は、次のとおりとする。

項目	当院	受託者	保護者
入所案内の作成及び説明（利用前面談）		○	
入退所手続、申込先	○		
保育日時予定表作成 ※予約を保護者が行い、受託者が取りまとめる。		○	○
保育日時（変更、休み等）の連絡先		○	
帳簿管理等（名簿、保育台帳、保育日誌、身体記録簿、入所時の出欠記録簿等）及び統計資料（補助金等）の作成		○	
立入調査等への対応 ※調整については当院が行い、資料準備及び当日の立ち合いは双方で行う。	○	○	
保育料の徴収に必要な資料の作成		○	
保育料の集計、徴収	○	※	
給食・おやつ調理・提供、食器類の洗浄、片付け		○	
ふとん、シーツの管理、洗濯 （ふとん、シーツは当院の備品）		○	
保育施設の改修、修繕、維持管理	○		
保育施設における除草 ※当院が年度毎に除草を2回、樹木選定を1回行い、日々の除草に関しては受託者が行う。	○	○	
清掃等の衛生管理（害虫駆除、エアコン清掃以外）		○	
害虫駆除、エアコン清掃	○		
保育施設賠償責任保険への加入		○	

※保育料の徴収の代行が可能であれば、追加提案にて提案してください。

10 費用負担の区分

業務に伴う費用等の負担は、次のとおりとする。

項目	当院	受託者	保護者
人件費		○	
福利厚生費		○	
受託者の定期健康管理に関する費用 ※抗体検査、ワクチン接種に係る費用を含む。		○	
保育児の定期健康管理（入所時及び年2回）に関する費用 ※入所時は保護者負担とし、年2回の定期健康管理は当院の負担とする。	○		○
保育施設の改修、補修、維持に関する費用（受託者の故意または過失による損傷等を原因とする場合）		○	
保育施設の改修、補修、維持に関する費用（上記以外経年劣化等）	○		
害虫駆除、エアコン清掃費	○		
光熱水費	○		
通信運搬費（保育所と当院の内線電話）	○		
通信運搬費（外線電話、携帯電話、インターネットに要する費用）		○	
被服費		○	
職員の資質向上に関する費用		○	
各種イベントに係る費用		○	
給食、おやつに関する費用		○	
保育施設賠償責任保険に関する費用		○	
食事用エプロン、着替え、おむつ、おしり拭き、手拭きタオル、ビニール袋（汚れ物入れ）、歯ブラシ、おむつシート等保護者が用意すべきものの購入費			○
保育材料（おもちゃ、絵本、保育児が使用する文房具、その他保育に必要なもの等）、救急用具、清掃等の衛生管理に係る消耗品類の購入費		○	
保育所運営に係る什器、備品（保育材料を除く）の購入費 ※予算の範囲内とし、当院と受託者で協議し決定する	○		
職員駐車場代（令和7年度実績1人1ヶ月800円）		○	
その他、運営管理に関する費用		○	
その他、当院が必要と認めた費用	○		

(参考)

令和８年度の受託者が保育所で使用している、受託者所有の備品・用品等

品名	数量
ベビーベッド	2
ジョイントマット	
子ども用いす	7
アレルギー児用テーブル	1
電子レンジ	1
大型すべり台	1
ロッカー（８人用）	1
プール・水遊び用品	1
レジャーシート	2
毛布	11
計量カップ	1
掛け時計	
制作にかかる教材一式	
ハンガー	
清掃道具	
夜間用毛布セット	1